

事業スキーム検証の視点

<基本視点>

- 努力なくして成長・前進なし
- 努力を必要とする環境づくり
- 「公」の責任の範囲の明確化

<具体的な検証の視点>

1 市場原理を可能な限り尊重

市場は無数の歯車の組み合わせ
 一つの歯車の動きが乱れると、ありとあらゆるところに影響
 市場全体を前進させるためには、一つ一つの歯車の動きを前進方向で整えていく
 ⇒ そのためには、一つ一つの歯車が前進するよう導く必要
 つまり、個々の歯車が努力することによる成長・前進を促す仕組みづくり

① 特定の団体を固定化しない（他の団体が参入できる状況を確保）

- 競争入札、目標不達成の場合の入れ替え
 - ・ 当初は特定団体でスタートしても、次のタームからは異なる団体も参入できるスキーム
 - ・ 同じ能力がある団体であれば同じ公金投入が受けられるスキーム
- ある団体による行政サービスが広く浸透していても、サービス受益者による選択が行われるよう、競争環境を設定する

(例)

○取組中(取組済含む) ◆未実施(検討中含む)

○大阪府ITステーションの運営

→ 平成21年度から提案公募を実施

○公の施設への指定管理者制度の導入

→ 平成18年度から府営公園などの管理業務について提案公募を行い、指定管理者を選定

○小規模事業対策費・経営力向上緊急支援事業

→ 同一条件下でエンドユーザー(小規模事業者)が商工会等と民間専門家の選択が可能

② サービス受益者による選択を重視（行政サービスをサービス受益者の選択に常に晒す）

- サービスの提供・対価の支払い＝市場原理のスキームに組み直す
 - ・ 当該サービスが府民ニーズに合っているかどうかは、対価の支払いがある中で「選択される」ということが重要指標
 - ・ 対価無料の状況では、真にニーズに合った＝受益者から選択されたサービスかどうか分からない

→ 行政目的から府民の支払い対価を抑える必要がある場合には、サービスの提供者に公金を投入するのではなく、サービスの受益者に公金を投入

(例)

○私立高校等授業料支援補助金

→ 生徒の修学上の経済的負担を軽減するため、低所得者の授業料を実質無償化

◆バウチャー制度(公営住宅など)

→ サービスの提供とその対価の支払いというようにどうしても構成できないもの、サービス受益者の対価支払抑制への公金投入ではどうしても解決できないものは、社会の装置・公器として、サービスの提供側に公金投入＝対価無料

(例)

○インフラ整備 ○義務教育 ○警察 ○保健所運営 ○無料相談事業

③ 厳格な PDCA チェック(ニーズに合わなくなれば素早く終了・撤退)

→ 継続することを前提に小手先の変更・改革はしない

・まずは終了・撤退、その上でニーズに合わせて新規構築

・あの手この手で装いを変えて結局は以前の事業を存続させるということはない

(例)

○大阪ミュージアム構想の推進

→ ホームページのアクセス数という明確な目標設定の下、PDCA による事業評価を実施

○御堂筋イルミネーション事業

→ 寄附金及び寄附金と同額の一般財源で事業を実施

2 公が介入する領域をはっきりとさせ、公金投入の流れは透明化

○ 公金投入は、より透明な経路で(公の目的があるなら、真正面から公金投入)

→ 行政目的の事業スキームなのか、市場原理に基づく事業スキームなのか、はっきりとさせる

→ 間に団体は介在させない＝事業スキームを装わない

・・・他団体に責任を負わず、府が責任を直接負う

・・・費用対効果などを府が常に検証(常に議会・住民チェックに晒す)

(例)

◆大阪府国際交流財団(OFIX)

→ 府が出捐した基本財産の運用益で国際交流事業等を実施

◆宝くじ普及宣伝事業

→ 宝くじ売上金の一部が日本宝くじ協会及び自治総合センターに支出され、助成事業として地方自治体や公益法人に配分

→ 売上金の一部が配分の過程で国の天下り団体に流れ、不要な中間コストが発生

→ 黒字事業の利益を用いず、行政の一般財源を投入。府の財務マネジメントの責任に入れる

- ・ 黒字事業と赤字事業の厳格な分離（＝現状は抱き合わせが非常に多い）
- ・ 黒字の事業で赤字の事業の埋め合わせをしない
 - ・・・ 黒字の事業はどんどん延ばしていく
 - 成長の原動力、市場は無数の前進方向の歯車の組み合わせで成長する
 - ・・・ 赤字の事業については原則撤退

(例)

◆旧企業局事業(りんくうタウン、箕面森町など)、タウン管理財団など

3 事業スキームに関わる公益団体について

① 業務受注について当該団体が固定席を得ないようにする

- ・ 競争入札の仕組み(他の団体の参入自由化)
- ・ 目標不達成の場合の入れ替えの仕組み
- ・ 当初(イニシャル)は特定団体でスタートしても次のタームからは他の団体も参入できるスキーム
- ・ どのような団体であっても同じ公金投入が受けられるスキーム
- ・ 特定団体による行政サービスが広く浸透している場合には、サービス受益者の選択が行われるような競争環境をあえて作る

→ 府が設立に関与した公益法人等の場合

- ② 責任主体(府)によるガバナンスを効かすため、厳格な目標を設定した経営計画・実績報告をチェック(責任主体(府)が設置する経営評価部会や担当部局等による PDCA)
- ③ 役員は公募(特にガバナンスを効かす必要がある場合には責任主体による任免)
- ④ 職員はプロパー採用